

かすがいし けんりじょうれい つく
春日井市で、「こどもの権利条 例」を作っています！
いけん き
みんなの意見を聞かせてください！



かすがいし けんこう じぶん しあわ く
春日井市は、こどもが健康に、自分らしく 幸 せに暮らせるように、
けんり まも じょうれい つく
こどもの権利」を守るための条 例（まちのルール）を作っています。こど
いけん さんこう ないよう よ
ものみんなの意見を参考にしたいので、ルールの内容を読んで、ぜひ
いけん
意見をください。

いけん だ ひ
意見を出せる日

れいわ ねん がつ にち かよう れいわ ねん がつ にち きんよう
令和7年7月22日（火曜）～令和7年8月22日（金曜）

いけん だ かた
意見の出し方

○ パソコン・スマートフォンなどから送る場合

みぎ よ こ ゆーあーるえる
右のコードをカメラで読み込むか、U R L を
ひら いけん か おく
開いて意見を書いて送ってください。



ゆーあーるえる

U R L : <https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smart-apply/surveys/2618685526954033785>

○ 春日井市公式LINEから送る場合

みぎ よ こ ゆーあーるえる
右のコードをカメラで読み込むか、U R L を
ひら いけん か おく
開いて意見を書いて送ってください。



ゆーあーるえる

U R L : https://page.line.me/kasugai_city

○ 紙に書いて、郵便で送る場合

かみ か ゆうびん おく ばあい
〒486-8686 春日井市子育て推進課（住 所はいりません）

つぎ ようし じぶん じゅうしょ しめい がくねん いけん か
次のページの用紙に自分の住 所・氏名・学年と意見を書い
てください。

でんわ いけん つた
※電話で意見を伝えることはできません。

いけん けっか
意見の結果

○ 出してくれた意見とどのような条 例を作るかの考 え方を

かすがいし はっぴよう がつご
春日井市のホームページで発 表します。（10月頃）

いけん い ひと しめい じゅうしょ こうひよう
※意見を言った人の氏名や住 所は公 表しません。

春日井市こどもの権利条例（まちルール）への意見
【こども用】

(1・2のどちらかに○をつけてください。)

1. ^{ないよう}この内容でいいと思います。
2. ^{いけん}意見あり。^{した}(下に^{いけん}意見^かを書いてください)

[illegible]

じゅうしよ 住 所																													
なまえ 名 前																													
がくねん 学 年 (○をつけてください)	<table border="0"> <tr> <td>しょうがっこう 小 学 校</td> <td>ねん 1 年</td> <td>ねん 2 年</td> <td>ねん 3 年</td> <td>ねん 4 年</td> <td>ねん 5 年</td> <td>ねん 6 年</td> </tr> <tr> <td>ちゅうがっこう 中 学 校</td> <td>ねん 1 年</td> <td>ねん 2 年</td> <td>ねん 3 年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こうこう 高 校</td> <td>ねん 1 年</td> <td>ねん 2 年</td> <td>ねん 3 年</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほか そ の 他</td> <td colspan="6">()</td> </tr> </table>	しょうがっこう 小 学 校	ねん 1 年	ねん 2 年	ねん 3 年	ねん 4 年	ねん 5 年	ねん 6 年	ちゅうがっこう 中 学 校	ねん 1 年	ねん 2 年	ねん 3 年				こうこう 高 校	ねん 1 年	ねん 2 年	ねん 3 年				ほか そ の 他	()					
しょうがっこう 小 学 校	ねん 1 年	ねん 2 年	ねん 3 年	ねん 4 年	ねん 5 年	ねん 6 年																							
ちゅうがっこう 中 学 校	ねん 1 年	ねん 2 年	ねん 3 年																										
こうこう 高 校	ねん 1 年	ねん 2 年	ねん 3 年																										
ほか そ の 他	()																												

※^{じゅうしょ}住所と^{なまえ}名前を^{かなら}必ず^か書いてください。

みんなの住^{じゅうしょ}所^{なまえ}と名前^だはどこにも出^でさないで、安^{あんしん}心^かして書^かいてください。

はじめに

春日井市こどもの権利条例って何？ なんで作るの？

春日井市こどもの権利条例とは、「こどもの権利」を大人も子どももみんなで守るための、まちのルールです。

こどものみんなは、かけがえのない大切な存在であり、生まれた時からひとりの人間として 幸せに生きる権利があります。

大人・こどものみんなに「こどもの権利」を知ってもらい、「こどもの権利」が守られるために、何をしなければいけないのか、春日井市のみんなで守るルールとして作ろうとしています。

ルールはどのようにして作ったの？

こどものみんなの意見をルールに取り入れるため、小学生から高校生のみんなにアンケートに答えてもらいました。また、グループで、こどもの権利が守られるためにはどうすればよいか、考えてもらいました。

【こどものみんなから出た意見】

「親がこどもの意見を受け入れる」
「親や学校の先生に話を聞いてほしい、相談にのってほしい」
「自分たちもまわりの人のことを大切にする・認める」
「自分の意見や考えをいっしょけんめい親に話す」 など



こどものみんなの意見を取り入れます！

『このルールで特に大切にすること』

- ◎ 大人も子どもも、こどもの権利を知って、大切にしよう！
- ◎ 毎日の生活で話し合うことを大切に、すべてのこどもの権利をまち全体で守ろう！

ここからは、^{じょうれい}条例(まちのルール)の^{ないよう}内容を^{せつめい}説明します。

1 ^{なん}何のためにルールをつくるの？

こどもにとって大切な^{たいせつ}権利と、その^{けんり}権利が^{けんり}守られるために^{まも}必要な^{ひつよう}ことを
まちのルールとして^き決めます。それにより、まち^{ぜんたい}全体でこどもの^{けんり}権利を^{まも}守
り、こどもが^{ゆた}豊かに^{そだ}育つことをめざします。

2 「こども」って^{だれ}誰のこと？どんな^{ひと}人たちが^{かか}関わるの？

下^{した}に^か書いてあるとおり、こどもやこどもに^{せつ}接するあらゆる^{ひと}人たちが^{かか}関わ
って、まち^{ぜんたい}全体で「こどもの^{けんり}権利」を^{まも}守っています。

こども	^か 春日井市に ^す 住んでいる・ ^{がっこう} 学校に ^{かよ} 通っている・ ^{しごと} 仕事をしている ^{さい} まだ18歳になっ ^{ひと} ていない人
^{ほごしや} 保護者	^{おや} 親や ^{おや} 親の ^か 代わりに ^{そだ} こどもを ^{ひと} 育てている人
^{がっこう} 学校の ^{せんせい} 先生など	^{がっこう} 学校や ^{ほいくえん} 保育園・ ^{ようちえん} 幼稚園の ^{せんせい} 先生など、こどもが ^{べんきょう} 勉強したり ^{そだ} 育つた ^{かよ} めに ^{ばしょ} 通う ^{はたら} 場所で ^{おとな} 働く大人たち
^{ちいき} 地域の ^{じゅうみん} 住民など	こどもが ^{せいかつ} 生活している ^{ちいき} 地域に ^す 住んでいる ^{ひと} 人たちや、 ^か 春日井市で ^{かつどう} 活動している人たち
^{しな} 市内の ^{かいしや} 会社など	^か 春日井市に ^{かいしや} ある ^{みせ} 会社や ^{みせ} お店など
^か 春日井市 ^{やくしよ} 役所	^か 春日井市 ^{やくしよ} 役所や ^し 市役所 ^{はたら} で ^{ひと} 働く人たち

3 「こどもの権利」ってどんなもの？

こどものみんなは、生まれたときからひとりの人間として大切な権利(人として当たり前「してもらえること」「していいこと」)を持っています。
ルールでは、大切な4つの権利について説明しています。

あんしん く けんり
安心して暮らす権利

じぶん い けんり
自分らしく生きる権利

さんか けんり
参加する権利

ゆた そだ けんり
豊かに育つ権利

【安心して暮らす権利】

生活していくのには、まずは体や心が守られることが大事です。

- 命が危なくならない。
- 健康な生活ができ、病気の場合は病院に行ったりすることができる。
- 大切な存在として、愛情をもって育てられる。
- 自分らしく過ごせる場所がある。
- 困ったときに相談することができ、必要な助けを受けられる。
- 虐待、体罰、いじめ、犯罪などで体や心を傷つけられない。
- 理由もなく嫌なことをされない。

【自分らしく生きる権利】

こどものみんなは、ありのままに自分らしく、自分が思うように生きる権利があります。

- 自分らしさが認められ、大切にされる。
- 自分のことを自分で決められる。
- 自分の秘密が守られる。
- 自分が大切に思ったり、自信を持っていることが、ばかにされたり傷つけられない。

【参加する権利】

家族や友達とといっしょにいる時、学校にいる時など、どんな時でも自分の思いを人に言い、それが大切にされるものです。

- 自分の意見や考えを自由に言うことができ、その意見や考えが大切にされる。
- 自分の意見や考えを持つために必要な知識や情報がもらえる。
- 仲間を作っていっしょに集まって遊んだりする。

【豊かに育つ権利】

こどものみんなは心も体も成長している途中です。さまざまなことを経験し、より豊かに育つことができます。

- 食べたり、遊んだり、勉強する。
- 心と体を休める。
- 文化、芸術、スポーツなどのいろいろな経験をする。

4 こどもの権利は誰がどう守ってくれるの？

こどもの権利を守るために、大人・子どもみんなの協力が必要です。

それぞれの役割をルールで決めています。

だれ 誰が	けんり まも やくわり こどもの権利をどう守るか(役割)
おとな 大人のみんな	けんり みと けんり たいせつ こどもに権利があることを認め、こどもの権利を大切にします。 はな あ ころ よ いつもこどもと話し合いをすることを心がけ、寄りそいながらこ かんが き も たいせつ もの 考 えや気持ちを大切にします。
こども	じぶん ひと けんり みと たいせつ 自分だけでなく、まわりの人の権利も認めて大切にします。
ほごしや 保護者	いちばんちか そんざい なに いちばん こどもに一番近い存在として、こどもにとって何が一番いいこと かんが かを考えます。 ひと けんり たいせつ てだす こどもがまわりの人の権利を大切にできるよう、手助けします。
がっこう せんせい 学校の先生など	ひとりひとり あ てだす こども一人一人に合わせた手助けをします。 ひと けんり たいせつ てだす こどもがまわりの人の権利を大切にできるよう、手助けします。
ちいき じゅうみん 地域の住民など	あんしん く みまも ひつよう たす こどもが安心して暮らせるよう見守り、必要な助けをします。
しない かいしゃ 市内の会社など	こそだ はたら ひと こそだ かんきょう 子育てをしながら働く人が子育てしやすい環境をつくれます。 しごと なか けんり きず 仕事の中でこどもの権利を傷つけることのないようにします。
かすがいしやくしよ 春日井市役所	ほごしや がっこう せんせい ちいき じゅうみん しない かいしゃ きょうりよく 保護者や学校の先生・地域の住民・市内の会社などと協力し とりくみ ながら、こどものためのいろいろな取組を行います。

5 こどもの権利を守るために、どんなことをしていくの？

こどもの権利が守られるための具体的な取組をルールに書いています。

【子育てをしている家族や、そのこどもへの手助け】

- 春日井市や学校の先生たちは、お家の人がこどもの権利を守りながら安心して子育てができるよう、手助けをします。
- 特に、お金や病気などの体のことで困ったりなやんでいるこどもとその家庭には、それぞれのこどもと家庭に合わせた必要な手助けをします。

【こどもが自分らしくいることができる場所づくり】

- こどもが安心して自分らしくいることができたり、仲間と集まって遊んだり、いろいろな体験をすることのできる場所をつくります。
- また、こどもたち自身がそういった場所をつくりたいと言ったときに、まわりの大人が手助けをします。

【虐待・体罰の防止】

- こどもが虐待（ひどいことをされること）や体罰（たたかれたりすること）を受けないよう、大人たちが見守って、気になることがあったらすぐに気づくようにします。
- こどもが虐待や体罰を受けたら、大人たちが協力してこどもを助けて守ります。

【いじめの防止^{ぼうし}】

- こどもがいじめを受けないよう、大人^{おとな}たちが見^み守^{まも}って、気^きになることがあったらすぐ^きに気づくようにします。
- こどもがいじめを受^うけたら、学校^{がっこう}の先生^{せんせい}や他^{ほか}の大人^{おとな}たちがこどもを助^{たす}けて守^{まも}ります。また、いじめをしたこどもには、いじめは許^{ゆる}されるものではないことを教^{おし}えるとともに、困^{こま}っていることがあればひつよう^{ひつよう} てください^{てください}、必要な手助け^{たすけ}をすることで、いじめをなくします。

【人^{ひと}それぞれの違^{ちが}い(多様性^{たようせい})を認め、大切^{たいせつ}にする】

- 男^{おとこ}の子^こか女^{おんな}の子^こか、どこの国^{くに}の人^{ひと}か、どんな宗^{しゅう}教^{きょう}を信^{しん}じているか、障^{しょう}がい^{びょうき}や病^{びょうき}気^きがあるかなど、人^{ひと}それぞれの違^{ちが}いを、大人^{おとな}もこどももみんなが認め合^{みとあ}って、大切^{たいせつ}にできるようにします。

【意見^{いけん}を言^いったり、いっしょに考^{かんが}えていく場^{ばしょ}所^{しょ}づくり】

- こどもも、大人^{おとな}も同^{おな}じ社^{しゃ}会^{かい}で暮^くらす大切^{たいせつ}な仲^{なか}間^まです。春日井市^{かすがいし}が行^かうこどものための取^{とり}組^{くみ}や、学^が校^{っこう}や自^じ分^{ぶん}の住^すむ地^ち域^{いき}でのこどものための活^{かつ}動^{どう}について、こどもが意^い見^{けん}を言^いったり、いっしょに考^{かんが}えていくことができるようにします。

【こどもの権^{けん}利^りが守^{まも}られていない時^{とき}の助^{たす}け】

- こどもの権^{けん}利^りが守^{まも}られていないときは、いろい^ろろな大人^{おとな}たちが協^{きょう}力^{りき}しながら、そのこどもを助^{たす}けて守^{まも}ります。